市民・文化観光・消防委員会資料

 平成23年9月9日

 市民・文化観光・消防委員会資料

 平成5月

 市 民

## 横浜市踊場地区センター指定管理者の公益財団法人化について

## 1 公益認定の申請について

横浜市踊場地区センターの指定管理者である「財団法人横浜YMCA」は、公益 法人制度改革関連3法(平成20年12月1日施行)に基づき、平成23年3月29日 付で神奈川県知事に公益財団法人としての認定申請を行いました。

今後、「神奈川県公益認定等審議会」からの答申結果を受けて、神奈川県知事から認定の可否について通知される予定です。

## 2 財団法人横浜YMCAが公益認定された場合の横浜市踊場地区センターの管理運営について

財団法人横浜YMCAは、公益財団法人への移行後であっても、次の理由により 法人としての同一性が保持されているものと判断されます。

- (1) 目的及び事業内容が、移行前の法人と大きく異ならないこと
- (2) 他の団体との合併が同時に行われないこと

したがって、再指定の手続を行わずに、引き続き、同公益財団法人が横浜市踊場 地区センターの管理運営を行います。